補欠選挙当選議員の所属委員会について

会　派　名	氏　　名	所属委員会	補充選任年月日
自由民主党	島津明香	文教常任委員会	令和８年10月29日

第377回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（条例案件）

１　使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
２　兵庫県病院事業の設置等に関する条例

（事件決議案件）

１　当せん金付証票の発売
２　県道路線の廃止及び変更
３　和解及び損害賠償額の決定
４　損害賠償額の決定
５　消防防災ヘリコプターの処分
６　公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立三木山森林公園）
７　公の施設の指定管理者の指定（淡路交流の翼港港湾施設）
８　公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立甲山森林公園）
９　公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路島公園（ﾊｲｳｪｲｵｱｼｽｿﾞｰﾝを除く））
10　公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路島公園ﾊｲｳｪｲｵｱｼｽｿﾞｰﾝ）
11　公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立あわじ石の寝屋緑地）
12　公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立灘山緑地）
13　公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路夢舞台国際会議場（夢舞台６番））
14　公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路夢舞台公苑（夢舞台３番、４番））
15　公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅東播磨地区（明石市（明舞団地を除く）・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町））

（専決処分承認案件）

１　和解及び損害賠償額の決定

第３７７回定例兵庫県議会審議日程（案）

（会期１１日間）

月　日	曜	本会議	委　員　会	審　議　日　程	備　　考
１２．１	火	本会議	議会運営委員会	開会、議席一部変更、会議録署名議員指名 会期決定、諸般の報告 議案上程、知事提案説明	
２	水			休　会	議案熟読
３	木				
４	金	本会議	議会運営委員会	質疑・質問（代表）	
５	㊏			休　会	
６	㊐				
７	月	本会議		質疑・質問（一般）	
８	火	本会議	議会運営委員会	質疑・質問（一般） 委員会付託	
９	水		常任委員会	付託議案審査	
１０	木		常任委員会	付託議案審査	
１１	金	本会議	議会運営委員会	委員長報告、討論、表決 請願処理、その他、閉会	

（公印省略）

地創第1254号

令和8年10月20日

兵庫県議会議長

北　野　　実　　様

兵庫県知事

齋　藤　元　彦

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の「基本的な計画」について

令和８年度及び９年度前半に策定・改定予定の計画について、別紙のとおり取りまとめましたので報告します。

令和８年度及び令和９年度前半に策定・改定予定の計画について

１　趣旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（以下「基本計画条例」）に関し、令和８年度及び令和９年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

２　策定・改定予定計画の区分と概要

(1) 基本的な計画（議決対象）：改定

政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画で、既存計画を改定するもの

(ｱ) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県健康づくり推進プラン（改定）	**［位置づけ］** ・健康づくり推進条例に基づく、本県の健康づくりの推進に関する基本的な計画 **［内容］** ・県民の健康づくりをとりまく情勢、分野別方針　等	R4～11 (中間見直し)	基本計画条例第２条により指定済み	保健医療部 健康増進課
ひょうご多文化共生社会推進指針(改定)	**［位置づけ］** ・多文化共生社会の実現に向けて、本県の取組の方向性を示す基本的な計画 **［内容］** ・外国人県民を取り巻く現状と課題、めざす姿と取組方針　等	R9～13 (5 年)	基本計画条例第２条により指定済み	産業労働部 国際局 国際課
兵庫県住生活基本計画（改定）	**［位置づけ］** ・住生活基本法に基づく、県民の住生活の安定の確保と向上に関する基本的な計画 **［内容］** ・住生活を取り巻く現状と課題、重点的に取り組む施策の方向　等	R8～17 (10 年)	基本計画条例第２条により指定済み	まちづくり部 住宅政策課

(2) 基本的な計画ではない計画（議決対象外）：策定・改定

上位計画等で定められた基本方針の内容を具体的に示す計画または具体的施策を記載する実施計画等

(ｱ) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針（改定）	**［位置づけ］** ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく、本県の人権尊重のための教育及び啓発に関する計画 **［内容］** ・人権尊重の理念、身近な人権課題、人権教育及び啓発の推進　等	R9～ (未定)	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	県民生活部 総務課 人権推進室
兵庫県国民保護計画（改定）	**［位置づけ］** ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく計画 ・国の「国民の保護に関する基本指針」を踏まえて策定 **［内容］** ・国民保護措置を実施する仕組み、平時からの備え、事態への対処　等	R8～ (未定)	国の基本指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	危機管理部 災害対策課
南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム（改定）	**［位置づけ］** ・国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、県の「地域防災計画（地震災害対策計画）」等を踏まえたプログラム **［内容］** ・南海トラフ地震・津波による被害の最小化に向けたハード・ソフト両面の総合的な防災・減災対策　等	R9～18 (10 年)	左記計画等を踏まえたプログラムであり、個別分野の実施計画であるため	危機管理部 防災支援課
兵庫県国民健康保険運営方針（改定）	**［位置づけ］** ・国民健康保険法に基づく、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める計画 **［内容］** ・国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し、保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項　等	R6～11 (中間見直し)	国民健康保険法に基づき策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 国保医療課
兵庫県自殺対策計画	**［位置づけ］** ・自殺対策基本法に基づく計画 ・国の「自殺総合対策大綱」の下位計画 **［内容］** ・自殺者の状況、対策の方針・取組　等	R10～19 (10 年)	国の大綱を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 障害福祉課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
ひょうご障害者福祉計画（改定）	**［位置づけ］** ・障害者基本法に基づく計画 ・県の「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の下位計画 **［内容］** ・基本理念、各施策分野における取組 等	R9～14 （６年）	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	福祉部 障害福祉課
兵庫県保健医療計画（改定）	**［位置づけ］** ・医療法に基づく計画 ・国の基本方針や指針に基づき策定 **［内容］** ・在宅医療、かかりつけ医機能の確保、医師の確保、外来医療に関する事項 等	R6～11 （中間見直し）	国の基本方針等を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 医務課
食の安全安心と食育推進計画（改定）	**［位置づけ］** ・食の安全安心と食育に関する条例、食育基本法に基づく計画 ・国の「食育推進基本計画」を踏まえて策定 **［内容］** ・「食の安全安心推進計画」と「食育推進計画」を統合　等	R9～13 （５年）	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 健康増進課 生活衛生課
兵庫県感染症予防計画（改定）	**［位置づけ］** ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく計画 ・国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に即して策定 **［内容］** ・「新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合　等	R6～11 （中間見直し）	国の指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	保健医療部 疾病対策課
兵庫県建築物木材利用促進方針（改定）	**［位置づけ］** ・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく計画 ・国の「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえて策定 **［内容］** ・建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、目標 等	R8～ （未定）	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 林務課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
鳥獣保護管理事業計画（改定）	**［位置づけ］** ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく計画 ・県の「兵庫県環境基本計画」の下位計画 **［内容］** ・野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るための事業を実施するための計画　等	R9～13 （5年）	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	環境部 自然鳥獣共生課
ニホンジカ管理計画 **イノシシ管理計画** **ツキノワグマ管理計画** **ニホンザル管理計画** **カワウ管理計画** **（改定）** ※特定鳥獣管理に関する5種の計画	**［位置づけ］** ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく計画 ・県の「鳥獣保護管理事業計画」の下位計画 **［内容］** ・対象区域、保護管理の目標に関する事項　等	R9～13 (5年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	環境部 自然鳥獣共生課
ひょうご公共交通10ヵ年計画 **（改定）**	**［位置づけ］** ・交通事業者、県民、行政が連携し、一体となって公共交通施策を推進する取組をまとめた計画 ・県の「ひょうご21世紀交通ビジョン」の下位計画 **［内容］** ・取組の方向性、重点的に取り組む施策等	R3～12 （中間見直し）	左記県計画の下位計画であり、個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画のため	土木部 交通政策課
兵庫県高齢者居住安定確保計画（改定）	**［位置づけ］** ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく計画 ・県の「兵庫県住生活基本計画」の下位計画 **［内容］** ・高齢者及び住まいを取り巻く現状、重点施策　等	R8～17 (10年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 住宅政策課
兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画（改定）	**［位置づけ］** ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく計画 ・県の「兵庫県住生活基本計画」の下位計画 **［内容］** ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標、促進に必要な事項　等	R8～17 (10年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 住宅政策課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県マンション管理適正化推進計画（改定）	［**位置づけ**］ ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく計画 ・県の「兵庫県住生活基本計画」の下位計画 ［**内容**］ ・マンション管理の状況、管理適正化を図る施策　等	R9～18 (10 年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 住宅政策課
ひょうご県営住宅整備・管理計画（改定）	［**位置づけ**］ ・県の「兵庫県住生活基本計画」の下位計画 ［**内容**］ ・県営住宅の整備と管理に関する事項、重点施策　等	R8～17 (10 年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 公営住宅整備課

(ｲ) 新規に策定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県道路脱炭素化推進計画（仮称）（新規）	［**位置づけ**］ ・道路法に基づく計画 ・国の「道路脱炭素化基本方針」に即して策定 ［**内容**］ ・「道路管理分野」における CO2 排出量の削減目標、道路の脱炭素化推進のための取組　等	R8～ (未定)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	土木部 道路企画課
緑の広域計画（仮称）（新規）	［**位置づけ**］ ・都市緑化法に基づく計画 ［**内容**］ ・緑化の保全及び緑化の目標、推進のための施策に関する事項　等	R9～ (未定)	都市緑化法に基づき策定する、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 公園緑地課

議 員 派 遣 決 定 報 告 書

令和８年１０月３０日

地方自治法第１００条第１３項及び兵庫県議会会議規則第１３１条第１項ただし書の規定により、議長において次のとおり議員の派遣を決定したので報告します。

決　定　日	令和８年１０月２６日
目　　的	全国都道府県議会議長会が主催する「第 26 回都道府県議会議員研究交流大会」に出席し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。
場　　所	東京都港区
期　　間	令和８年１１月１０日
その他必要事項 （派遣議員名）	（自由民主党）原テツアキ　北浜みどり （維 新 の 会）　脇田のりかず　北村智 （公　明　党）　菅雄史 （ひょうご県民連合）　橋本成年 （躍 動 の 会）　　白井たかひろ

本会議場における傍聴者による不規則発言等への対応について

１　開議前、散会後又は休憩中において、議場内で大声による不規則発言その他秩序を乱す行為を行った者に対しては、係員が口頭で注意を行う。当該注意に従わない者に対しては、係員が議場外への退去を求める。

２　本会議中に不規則発言を行った者に対しては、議長が注意し、これに従わないときは退場を命ずる。なお、退場を命じられた者は、当日の本会議に再入場することができない。

３　退場を命じられた者その他秩序を乱す行為により注意を受けた者が、翌日以降の本会議の傍聴を希望する場合は、受付において傍聴規則を遵守する旨を個別に確約させ、必要な注意喚起を行った上で入場を認める。

４　議場内における大声による不規則発言その他秩序を乱す行為を複数の本会議日にわたり繰り返し行い、再三の注意にもかかわらず改善が認められない者については、議場の秩序維持及び議事運営の確保のため、議長は当面の間、傍聴を認めないこととする。

＜参考＞

【地方自治法】

第 130 条　傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

【兵庫県議会傍聴規則】

（傍聴人の再入場の制限）

第 10 条　法第 130 条第 1 項の規定に基づき、議長から退場させられた者は、当該退場させられた日の当該議事が継続している間、傍聴席に再び入場することができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 12 条　次の各号のいずれかに該当する者は傍聴席に入ることができない。

(1)～(4) 略

(5) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第 13 条　傍聴人は次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対し、公然と可否を表明し又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

(3)～(4) 略

(5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

（係員の指示）

第 15 条　傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 16 条　傍聴人がこの規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。